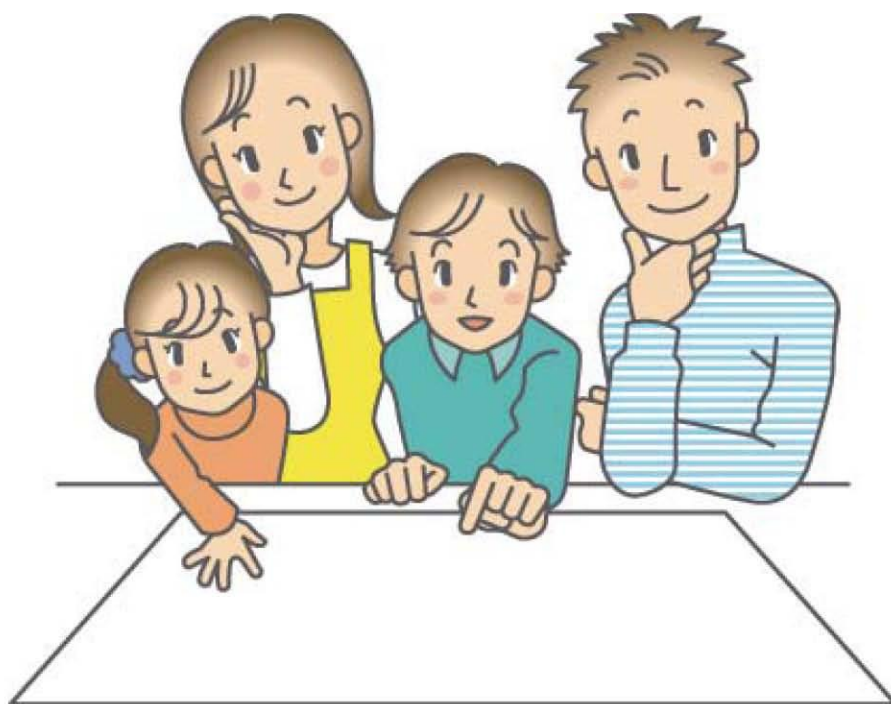


自主防災会をつくって、地域防災力を高めよう！

「自分たちのまちを、自分たちで守る」ために

—自主防災会結成のための手引き

“いざ”というときに、
助け合う役割分担をあらかじめ決めていただくのが
自主防災会です。



2010年8月 大雨災害 2004年9月 台風18号災害

遠 別 町

はじめに

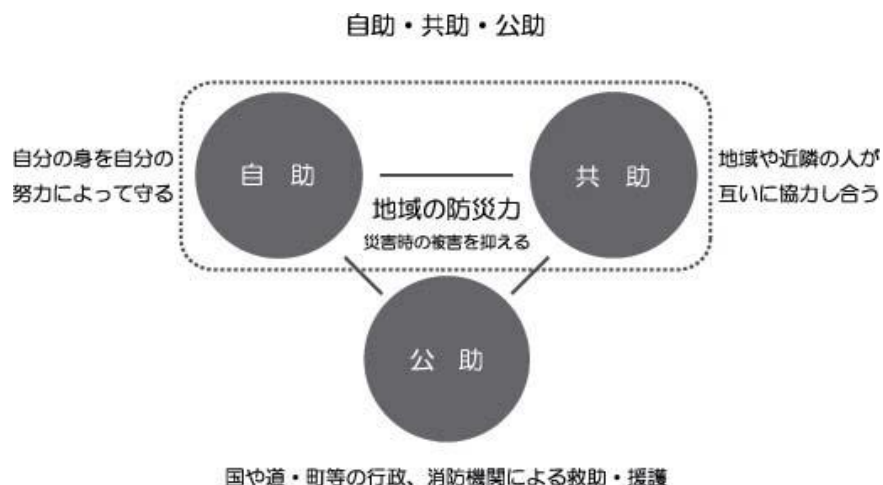
地震や豪雨など大規模な災害の発生とともに、防災関係機関は全力で活動しますが、実際に災害に遭ったところでは、個人ではどうしても対処が困難となり、隣近所の人達の力を借りなければならないことも発生しております。

このような災害に対応するために、町内会が主体となって、助け合いのルールを決めておき、地域住民が協力しあって自発的につくる組織が自主防災会です。この会は、地域の防災活動の拠点となるとともに、地域が協力し合うため、防災効果がより一層上がります。

この手引きは、自主防災会の基本的な活動内容や、組織の結成に向けた方法をまとめたものです。地域の今後の自主防災活動をより一層充実させるための参考として活用いただき、いつ起こるかかわからない災害に備え、地域ぐるみで防災力を高めていただきたいと思います。

平成25年8月

遠別町総務課企画振興係



自主防災組織に関するお問い合わせ先

遠別町総務課企画振興係

電話 01632-7-2111

FAX 01632-7-3695

Mail kikaku@town.embetsu.hokkaido.jp

1. “いざ”というときに、助け合う役割分担を決めていただくのが自主防災会です

- 少しでも被害をなくし助け合いのルールを決めておくのが自主防災会です。
- 住民ひとりひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織のことをいいます。地域単位で組織されるもので、地震や水害等の災害が発生したときに、被害を防止し、軽減するための防災活動を行います。このように、いざ災害が起こったときに、自らの身や地域を守るために自主的に活動する組織を「自主防災会」と呼びます。
- ルールとは、具体的には、平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給水給食などの活動を行います。

2. 自主防災会はなぜ必要か？

大地震などの大規模な災害が発生したら、行政は総力を挙げて対応しますが、次のような悪条件が重なり、十分な応急活動ができないことも予想されます。

- 電話が不通となり、被害状況等の情報収集が困難となる。
- 道路や橋の損壊、建物の倒壊等により活動が著しく阻害される。
- 防災機関が被害を受ける。
- 同時に各地で火災が発生し、消防力が分散される。

このような状況においては、住民の自主的な防災活動が最も効果的であることは、阪神淡路大震災や新潟県中越地震の例でも明らかです。また、個々ばらばらの活動よりも、組織（自主防災会）として集約された活動の方がはるかに有効です。

地域住民がお互いに助け合い、活動することが被害の軽減につながります。

※阪神淡路大震災では、倒壊した家の下敷きなどで、多くの犠牲者がでましたが、助け出された人たちの大半が、近所の方々により救出されました。

3. 主な活動

平常時の活動

| 項目 | 具体的な活動内容 | 備考 |
|---------------------|--|-----------------------------|
| 1. 災害に備えるための活動 | <ul style="list-style-type: none">・防災資機材の整備・備蓄品の管理 | |
| 2. 災害による被害を防ぐための活動 | <ul style="list-style-type: none">・地域の危険箇所の把握・地域の避難路、避難場所の把握・防災マップの作成 | |
| 3. 災害時の活動の習得 | <ul style="list-style-type: none">・消火訓練・避難訓練・給食給水訓練 | |
| 4. 普及啓発活動 広報紙の発行 | <ul style="list-style-type: none">・広報紙の発行・防災講演会の開催・火気を使用する器具の点検・整備の呼びかけ | テレビ電話を活用し、防災記事を配信する方法もあります。 |

町では、啓発活動として町内会単位での防災講習会の出前講座を行っています。

希望される町内会は、下記までご連絡ください。

お問い合わせ 遠別町役場総務課 企画振興係 電話：7-2111（代表）



災害時の活動

| 項目 | 具体的な活動内容 |
|--------------|---|
| 1. 情報収集・伝達活動 | ○被害情報・救援情報の収集と伝達 ○防災機関との連絡 |
| 2. 初期消火活動 | ○消火器などによる消火活動 |
| 3. 避難誘導活動 | ○住民を避難所へ誘導 ○住民の安否確認 |
| 4. 救出救護活動 | ○負傷者の救出救護 ○医療機関への連絡 ○介助が必要な人への手助け |
| 5. 給食給水活動 | ○食料、飲料水の調達と炊き出し ○救援物資の受領、分配 |

【防 災 計 画】



4. 会づくりの方法

自主防災会は、地域のみなさんが自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成することが原則です。

まず、地域内で話し合いを進めてみましょう。ある程度、気運が高まってくれば、リーダーを決めて、結成に向けて行動を始めましょう。

自主防災会の活動は地域に密着したものです。

1. 自主防災会の規模

地域住民が最も効果的に防災活動を行えるよう、地域の実情に応じて、その規模を決めるのが適当です。

○みんなが協力して、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感が沸く規模であること。

○日常生活上の関係の深い地域として、一定のまとまりを有する範囲であること。

自治会、町内会、その他、現在地域の中で活動している会などを活用する方法が考えられます。
※世帯数の多い地区や少ない地区では、支部会を設置したり、近隣地区と連合して、編成するのも良いでしょう。

2. 自主防災会の編成

自主防災会が災害時の活動を迅速かつ効果的に行うには、あらかじめ会内の役割分担を決めておく必要があります。

自主防災組織編成例

| | | 《日常の活動》 | 《非常時の活動》 |
|------------|--------|---|--|
| 本部 (会長) | | <ul style="list-style-type: none"> 規約の作成 年間活動計画の作成 防災機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> 本部員の招集と役割分担の確認 各班の活動の統制 |
| | 情報班 | <ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及 情報収集、伝達訓練 講習会等の開催 | <ul style="list-style-type: none"> 災害情報の収集、伝達 地域の被害状況の把握 防災機関との緊急連絡 |
| | 消化班 | <ul style="list-style-type: none"> 消火用機材の管理等 火気設備器具の点検 初期消火訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 出火防止、初期消火活動 消防機関との協力 |
| | 救出救護班 | <ul style="list-style-type: none"> 応急手当の知識普及 応急医薬品等の準備 救出救護訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救出活動 応急手当等の救急処置 |
| | 避難誘導班 | <ul style="list-style-type: none"> 避難経路の確認 高齢者等の確認 危険箇所の確認 避難誘導訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 避難場所等の安全確認 危険箇所の表示 高齢者等の安全確保 避難誘導 |
| | 給食給水班 | <ul style="list-style-type: none"> 食糧、飲料水等の備蓄呼びかけ 資機材の確保、点検 炊出し、給水訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 炊出し等の求職活動 食糧、応急物資の調達、配分 |
| | 避難所運営班 | <ul style="list-style-type: none"> 避難場所の現状把握 自治会会員の把握 | <ul style="list-style-type: none"> 避難所の自主的な運営 避難者等の把握、報告 |

3. 規約の作成

自主防災会を結成する時は、簡単な決め事（規約）を定めるようにしてください。

規約には次のようなことを定めておきます。

- どの範囲の住民（地域）を対象とするか。
- どのような活動を行うのか。
- リーダー（役員）の役割。

4. 活動計画（防災計画）の作成

○年間活動計画を立てます。

防災活動は多岐にわたりますので、できることから少しずつ取り組みましょう。

○町内会や自治会などの行事と兼ねて、自主防災会の行事や普及啓発活動を行うのも有効な方法です

5. 町への届出

自主防災会を結成しましたら、町へ届け出てください。

届け出を出していただくと、災害発生時、町災害対策本部との連携がスムーズにはかどります。

5. 防災講座について

役場総務課企画振興係では、これから自主防災会を結成するための意識向上を目的とした防災講座を行っていきます。

【時間】 1 時間から 1 時間半程度（質疑含む）

お気軽にご相談ください。

6. 防災用品を購入する場合の助成金について

町内会単位で、防災用品を購入する場合、9割の助成を行います。「自主防災会」結成を積極的にご検討下さい。

※購入を推薦する防災用品：ラジオ付き懐中電灯、救急箱、非常時持出袋、メガホンなど

